

第 20 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 11 月 10 日（金）午前 10 時 30 分～正午

2 場所 市役所本庁舎 P1 階会議室

3 出席者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

（2）大阪市職員

谷川市民局長、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

（1）ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議

（2）個別案件の調査審議

5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 20 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森と申します。よろしくお願ひ申し上げます。着席させていただきます。

それでは、まず皆様お手元の資料についてご案内いたします。お手元の資料の 1 枚目に、第 20 回大阪市ヘイトスピーチ審査会次第、2 枚目に配席図をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と 4 種類の資料をお配りしております。まず、資料 1 としまして「この間の議論の整理と論点」と題した資料をお配りしております。また、その他として「参照条文」、「参考資料」、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の施行に関する事項について(諮問)」と題した諮問書の写しがございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。坂元会長よろしくお願ひ申し上げます。

○坂元会長 おはようございます。最初に、委員全員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立していることをお知らせいたします。毎回申し上げて恐縮ですが、この審査会は大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第 9 条第 6 項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手続については、非公開となっております。従いまして、本日は、お手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」のみを公開し、議題（2）の「個別案件の調査審議」につきましては、非公開となります。し

たがいまして、議題（１）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退出いただくこととしております。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは先ほど事務局から説明がございましたけれども、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題（１）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」でございます。関連する資料は、資料１と参照条文、参考資料及び諮問書の写しです。それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

○平澤室長 それでは、資料１に沿いましてご説明をさせていただきます。資料１につきましては、前回からのご指摘を踏まえまして、変更した部分と今回ご議論いただきたい部分につきましてはご説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では早速、前回のご議論を受けて変更した部分の説明をさせていただきますと思います。資料１の４頁の（２）の a、b、c でございます。こちらにつきましては、前回、記載につきましてご指摘をいただきましたので、それを踏まえまして、修正をさせていただきます。

まず、a につきましては、本件条例第５条第１項の公表制度は、「ヘイトスピーチによる人権侵害についての市民の関心と理解を深めることを目的」にしている。氏名公表によるヘイトスピーチの抑止につなげるといった効果は「付随的なものにすぎない」ということからすれば、「氏名等の公表は必須のものではなく、」「市としての認識、表現の内容の公表により目的は一定程度達成されると考えられる」。

一方で、サイト投稿による表現活動者の氏名等は、通信の秘密やプライバシーの保護、匿名による表現の自由の観点から憲法並びに電気通信事業法及びプロバイダ責任制限法による保護を受けているということからしますと、こういった「電気通信事業法第４条及びプロバイダ責任制限法第４条の規定による保護を制約するだけの公益上の必要性（法益）は認められないと考えられる」。

c の結論でございますけれども、「電気通信事業法第４条及びプロバイダ責任制限法第４条の規定に違反することになる」ということで、まとめてさせていただきます。

○坂元会長 今、事務局から４頁（２）の「公益上の必要性（法益）」についての a、b、c のまとめについてご説明がありましたけれども、この点について何かご意見ございますか。

よろしいでしょうか。特にないようであれば、後で、答申の際に表現振り等々について、委員から個別に意見がございましたら、その時までには頂戴するという形にしたいと思います。

○平澤室長 それでは、またご意見等ございましたら、後ほど事務局に寄せていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日ご議論いただきたい資料１の５頁の４について、ご意見をいただ

きたいと考えております。

まず、(1)「支援措置の基本的枠組み」というところでございますが、「目的」につきましては、aに記載しておりますとおり、「被害者の負担を軽減する」という目的での支援措置ということで、前回ご了解いただいたかと思っております。

続きまして、「対象者」につきましても、「市民」に限定するのか、いわゆる「在住、在勤」といったところまで広げるのかといったご議論もいただきましたが、これは色々と考え方があるのではないかというご意見をいただいておりますので、イに記載しておりますような形で、「様々な考え方があるが、」「どのような考え方を採用するかは、諮問庁（大阪市長）において政策的に判断すべき事項」ということで整理をさせていただいております。

ここで議論いただきたい点、資料には反映できていないのですけれども、支援していくにあたりまして、こういった「対象者」に対して、いわゆる「支援措置の請求権」といった形で与えるというの、ひとつの考え方としてはあり得るのかなと思っております。そういった点につきまして、ここでご意見をいただけたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。5頁のア「目的」については、前回、被害者の負担を軽減するという目的について合意を得ていると思ひます。

「対象者」は、ご説明があったようにいくつかの議論があつて、それについてまた詰めればよいところがあるかもしれません。

今、提起がなされた、被害者の負担を軽減するという市の支援の法的性質をどのように考えるのか、ということが論点になると思われるわけですが、この点について、何か委員の先生でご意見ございますか。

○小野委員 よろしいでしょうか。「支援措置の基本的枠組み」の中の「目的」、「ヘイトスピーチによる被害者の支援措置として、大阪市が表現活動者の氏名等の情報をプロバイダ等から取得し被害者に提供することによって、被害者の負担を軽減する」、救済措置としての目的、ということでこの制度の設計を考えるとすれば、ひとつの案としましては、被害者が大阪市に対する関係では支援措置を求める権利として、支援措置請求権といったものを設定する。ただし、支援措置請求の要件としましては、プロバイダ責任制限法第4条との関連である程度限定をしていく必要がありますけれども、一定要件を満たす限りは、大阪市に対する請求権がある。その反面、大阪市とプロバイダの関係では、大阪市はプロバイダに対して氏名の開示を要請する、という形にしてはどうか。大阪市からはあくまでも要請ですので、氏名開示に応じるかどうかはプロバイダの判断によるということではいかかと思ひます。

それから、大阪市としては持っている情報が法定された発信者情報に該当するかどうかということをお問はずに、表現活動者に関して持っている情報があれば、これを公開する義務を負う、というふうになれば、ひとまず、大阪市との関係では開示請求権がある以上、大阪市は持っている情報を開示する義務がある、という形の関係を設定できるし、それが好ましいのではないかと、というのがひとつの提案です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。今、「被害者が大阪市に対して支援措置請求権を有し、大阪市はプロバイダに対して氏名の開示を要請すべき義務を負う」という建てつけを考えたらどうか、ということが小野委員から出ましたけれども、こうした「大阪市が氏名の開示を請求する、その義務を負うという制度」が憲法とか関係法令との中で何か問題がないかどうか、委員の中でご意見があれば、どうぞ。

○松本委員 今の小野委員の提案につきまして、傾聴に値する見解だというふうに思いました。

会長が今、お尋ねになられた憲法や関係法令との関係につきましては、私は今のところ問題があるかどうか自体がまだよくわかっていないですけれども、支援措置請求権というような形で制度を作るということになると、権利と義務という、法律上の最も重要な道具立てを使って制度を構成するということですので、非常に明快な制度になるという点ではメリットがあるのではないかと思います。

他方、若干懸念される点もあるような気がいたしまして、今回大阪市が考えている制度というのは新規の制度ですので、どのようにこの制度が今後運用されていくのかということについて、まだ不透明な部分も残っているのではないかと考えております。仮にこういう制度ができた場合、どうしても運用の中で育てていかざるを得ない面というのも出てくるのではないかと考えて、そうだとすると、立ち上げの段階ではある程度、柔軟性を確保しておいた方がよいということも考えられます。

その柔軟性を確保するために、制度としてはある程度余裕を持った形にしておいたほうがよいという考え方と、先ほど小野委員が提案していただいたように、権利と義務によってきちっとした明快な制度を構成していくということも、両者の間でどうバランスを取るかということは今後考えていく必要があるのではないかと考えました。以上です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。今、松本委員から支援措置請求権と位置づけた場合の課題が提起されました。「権利・義務という道具立てを使って明確な建てつけにするのか、あるいはもう少し柔軟性を持った建てつけにするのか」というご意見が出ましたので、それをどうやってバランスを取るかということ、今後また考えていただければと思います。

○平澤室長 事務局で、検討させていただきたいと思います。

○角松委員 今の支援措置請求権とは別の話ですけれども、ウ「支援の判断基準」のb「具体的な手続においてどの程度の審査が必要と考えるのか」という論点に関して、現在プロバイダは、プロバイダ責任制限法第4条の手続をとって行われたもののみについて個人情報等を開示する、という運用を行っていると思うわけですが、今回、検討している制度は、その要件としては同じものにした上で、しかし、裁判所に出訴することによる被害者の負担を軽減しよう、というのが趣旨だと思うわけです。

だとすると、プロバイダが大阪市の要請に応じて任意で出すという場合は、裁判所と同レベルではなくても、大阪市がそれなりにきちんと審査をしたということを確認したので、それならば任意で提供しても構わないだろう、というふうにプロバイダが判断するということになるのかと思います。その面からすると、ある程度密度の高

い審査が要求されることになるのか、という一方で、あまり密度を上げ過ぎると、審査会でそれだけの体制をとれるかという問題が生じますし、また、十分に証明されていないということで、被害者側の要請に応じられないというケースが増えることになるかと思っておりますので、このあたりのバランスをどういうふうにとっていくか、また条例にどういう言葉で表現していくかというのが難しい問題ではないかと感じました。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。このあたりは非常に難しい問題が含まれていると思います。実際に大阪市が要請をした場合にプロバイダが、大阪市の審査がきちんとしたものであるかどうか確認したい、ということになりますと、6頁のウの「支援の判断基準」のbに掲げられております、「具体的な手続においてどの程度の審査が必要と考えられるか」ということになり、角松委員の言葉を借りると、かなり密度の高い審査が必要だということになりますので、この点もひとつ課題として、我々で考えてみたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○平澤室長 それでは、「支援の判断基準」に関して特に他のご意見ございませんでしたら、次のエにいかせていただきたいと思っております。「取得・提供する情報の範囲」ということで、取得する範囲につきましては、「プロバイダ責任制限法第4条第1項と同様とする」ということで整理をさせていただいております。

続きまして、b、cですけれども、「大阪市が保有する表現活動者に関する情報」。これは被害者への提供について、どのように考えていくかといった論点が出てこようかと思っております。どういった情報があるか、事務局で3通り考えられるかということで一旦まとめさせていただいております。

①としては、この支援制度を通じまして、「プロバイダ等から提供を受けた法定発信者情報」。これは、総務省令に定められている氏名ですとか住所ですとか、IPアドレスといった情報のことです。

②といたしまして、プロバイダ等から提供を受けたのではないけれども、市が審査の課程で、例えば氏名であるとか、住所といった情報を得ている場合に、そういった情報を提供するという事も考えられる。

③といたしましては、この法定発信者情報、氏名、住所等には該当しないような保有情報、例えば、職業であるとか性別といったものになろうかと思っております。

「大阪市が保有する表現活動者に関する情報」といいますのは、3パターンが考えられるとしておりまして、これらの情報を提供していくにあたっては、どのように考えるのがいいのかということ、また、「提供する情報の範囲についても、プロバイダ責任制限法第4条第1項と同様」ということで、総務省令に定める情報のみに限るのかという論点があるかと思っておりますので、このあたりにつきまして、ご意見をいただければと思っております。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。今、事務局から、市保有情報の提供について、審査会で権利侵害があると判断した上で、その情報の提供とその範囲について、

審査会でどういうふうにか考えるのか、ということが提起されたと思います。市保有情報というのが、電気通信事業法第4条規定の「取扱中に係る通信の秘密」には該当しないけれども、憲法が保障する匿名表現の自由とかプライバシー保護の対象となるということで、今、3つに分けられた情報の内の、②と③という情報について、大阪市が被害者に情報を提供することはできないと考えることになるのかどうか、この点、委員の先生方にご意見を頂戴したいと思います。

○濱田委員 この、bの②、③についてどう考えるかということですが、今まで例えば、こういう形の制度がスタートした場合に、別の案件において収集した法定発信者情報であるとか、それに関連する別の情報を、その後に申出等があつて提供の要請があつた場合に、その別の案件に対して出せるのかどうかということについては、やはり慎重に考えるべきではないかというふうに思います。

そもそも、そういった法定発信者情報にしても、法定発信者情報自体ではない情報であつたとしても、将来の申出に対して提供することを予定して情報を収集する、ということをはっきりさせて行う必要があると思います。

そうでなくて、漫然と情報を集めるということになりますと、やはり匿名表現の自由に対する制約になるといったことも考えられると思いますので、情報収集することと提供することに関しては、表現の自由の制約になる場合も考えながら、制度として設定するのであれば、よく検討して行うべきことではないかと考えております。以上です。

○坂元会長 はい、ありがとうございます。濱田委員のご発言の中で、「法定発信者情報」というのは、参照条文の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という、プロバイダ責任制限法第4条でいうところの「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるもの」、これを今、法定というような形で述べられたわけですが、その他、この点について、ご意見ございますか。

○角松委員 私も、今、濱田委員がご指摘されたように、この②、③の情報というのは、多くの場合、今回考えている被害者の権利回復支援のための目的とは別の目的で集められた情報だと考えられますので、提供する場合には慎重であるべきではないかと思えます。

他方で、特にこのヘイトスピーチ条例の運用上集めた情報については、少し別の判断があり得ると考えますので、それらについて、どこまで認める余地があるかということを検討する必要があると考えました。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

○平澤室長 この件で、もう2点ほどお伺いしたい点がございます。よろしいでしょうか。

情報の提供に際しまして、プロバイダ責任制限法の例によりますと、プロバイダが情報を開示する前に、発信者の意見を聴くという仕組みがございます。法律に従った要請であればプロバイダが表現活動者に意見を聴くこととなりますが、仮にこの制度で大阪市からの要請があつた場合にも、プロバイダ責任制限法と同じような形で、

表現活動者に意見を聴いた上で開示をするという場合と、大阪市から要請がきたので、発信者には意見を聴かずに出すという、両方の場合が想定されるのではないかと、いうことを事務局で考えております。

それぞれの場合に大阪市が発信者に対して意見を聴く必要があるのかどうか。プロバイダが意見を聴いている場合、聴いていない場合、その両方を聴くのか、あるいは聴いていない場合だけ聴くのかとか、いろんなバリエーションがあるかと思うのですが、どのような対応をすべきか。あるいは、プロバイダが意見を聴いている場合に、そういった意見をプロバイダから開示してもらった上で市が判断する、といったいろんな仕組みが考えられるというふうに思っております、そういった仕組みについて、どのように考えたらいのかというあたりについて、ご意見をいただければというのが1点です。

また、先ほどご議論もいただきましたけれども、ある案件でひとりの方の権利侵害性が認められたということでプロバイダから受けた発信者情報を別の方に対して同じ案件ということで提供する、提供する際に大阪市が保有している他の情報も付加して提供する、ということが果たして可能なのか、といったいろんなシチュエーションが出てくるかと思っております、そういった事例別にいろんな手続も考えていく必要があるかと思っております。

このあたりについて、プロバイダから提供を受けた情報に大阪市の情報を付加して提供するということ自体についてどう考えるのか、出すことの是非ですとか、出す際には例えば、第三者機関の意見を聴くようなことが必要なのか、あるいは、出す際に表現活動者の意見を聴くことが必要なのか、といったあたりについて、何か留意点のようなものが、思いつく範囲で結構ですので、ご提示いただきたいと思っております。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございます。今、提起された点は、表現活動者の権利利益との関係について、発信者の意見を聴かずに情報を提供するというようなことはできるのかどうか。それから、プロバイダ等から提供を受けた法定発信者情報以外に、大阪市が情報を付加するという問題点が提起されたわけですが、この点について、委員の先生方から何かご意見はございますか。

○濱田委員 今、お尋ねのあった点のうち前者の方ですけれども、プロバイダ責任制限法においては、プロバイダが開示の請求を受けた時には、発信者の意見を聴かないといけないということは定められているのですけれども、これはプロバイダが発信者に連絡を取るための情報を基本的には持っている、ということをお前提にしていると思っております。今回想定している制度の中で、大阪市に被害者とされる方から発信者に関する情報の提供を受けたいという申し込みがあった場合に、大阪市としてはプロバイダに情報提供を求めて、プロバイダから発信者に関する情報の提供があれば、発信者に対して意見の聴取をすることはできると思うのですけれども、そもそも発信者に対して意見を求めるための連絡先等がわからない場合も結構多いと思っておりますので、そういう面から考えてプロバイダとは別に大阪市自体が発信者に意見を求めるということは、それほど必要ではないと考えております。以上です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。クリアになりました。今、前者の問題に対する意見がございましたけれども、後者の問題に対する意見でも構いませんが、何かございますか。

○松本委員 私は、後者の点について意見を申し上げたいのですが、事務局に整理していただいた、先ほどの①、②、③の発信者情報、とりわけ②、③の情報につきまして、法定発信者情報以外の市保有情報を付加する形で提供ができるかという問題について、私は原則として、できると考えるべきではないかと考えております。

ただ、先ほど角松委員もおっしゃいましたように、その範囲をどう考えるかというのが大きな問題とっておきまして、あまり拡大し過ぎると、先ほど濱田委員が懸念を表明されましたように、別の権利侵害の可能性が出てくるということで、そこは慎重であるべきか思います。

他方で市が一定の発信者情報を保有しているにもかかわらず、それを一切出さないというのは、プロバイダには提供を求めておきながら、市自身が持っているものを出さないこととなり、やはりそれは背理ではないかと思っておりますので、原則としては提供する、ただ、広がり過ぎると問題なので、どの範囲に留めるかということが問題となると思います。先ほど、角松委員がおっしゃったように、私もひとつの考え方としては、ヘイトスピーチ審査会の実務過程の中で入手したような発信者情報は、提供の対象とし得るのではないかと考えております。その点については今後検討していく必要があるのではないかと思います。以上です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。おっしゃる点については、また議論したいと思っております。

○濱田委員 今回の松本委員のご意見を踏まえてですけれども、この審査会の活動の中で収集した情報について提供の可能性がある、というご意見については私も同意見ですけれども、その中でひとつ考慮すべきではないかと思うのは、収集した意見の中には、元々一般に公表されていて、それを集めることができたものと、必ずしもそうではない形で集めた、要は、何らかの情報提供を受けたような場合に、提供元から「この限りで」という形で提供されたもの等、情報にもいろいろ種類があると思っておりますので、そういった情報の種類にも配慮しながら、考えるべきではないかと思っております。以上です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。審査会の活動の中で収集した情報を付加するという点については、両委員とも賛成ということですが、今、濱田委員から、収集した情報の中には、公に収集できるものと、「この限りで」ということで審査会に情報提供されたものがあり、これらは区別をして判断した方がいいのではないのかという、ご意見であったと思っております。それでは、次の論点について、事務局から説明をお願いします。

○平澤室長 ありがとうございます。続きまして、次のオ「取得の相手方の範囲」に移らせていただきたいと思います。取得の相手方の範囲ですけれども、ヘイトスピーチに係る動画を掲載している動画サイトの運営者等のコンテンツプロバイダとするのかどうか。

こちらの問題意識は、訴訟等を行うということであれば氏名、住所も必要になるということ、コンテンツプロバイダですと氏名、住所といった情報を保有していないこともあるのではないかとした場合に、一般的には経由プロバイダに対して氏名等を請求していくという手続へと移っていくと思うのですが、そこまで範囲を広げていくのかどうかというあたりについてのご意見をいただきたいという趣旨で書いております。

○坂元会長 今、事務局から、コンテンツプロバイダのみではなくて、経由プロバイダに開示請求を行うのかどうかという点について、問題が提起されたわけですが、この点について、何か委員からご意見ございますか。

○濱田委員 今ご指摘いただきましたように、コンテンツプロバイダが氏名や住所等の情報を持っていることはあまり一般的ではないと思いますので、氏名、住所等の情報まで求めるのであれば、開示がされるかどうか、いろいろと問題はあるかもしれないですけども、経由プロバイダも含めて開示を要請する制度で考えるべきではないかと思えます。

○坂元会長 はい、ありがとうございます。開示請求の対象としては、コンテンツプロバイダだけではなくて経由プロバイダも含むべきだというご意見が出ました。この点について、他にご意見はございますか。

はい、それでは、取得の相手方の範囲については、実効性を高めるという意味で、経由プロバイダにも開示請求を行うということにしたいと思えます。

○平澤室長 ありがとうございます。続きまして、カ「提供情報の目的外利用の禁止」でございます。こちらにつきましては、前回のご議論を踏まえますと、aですが、支援することを目的とすることから、プロバイダ責任制限法第4条第3項に目的外利用禁止の規定がございますけれども、これと同趣旨の提供情報目的外利用禁止の規定を設けるということが考えられるのではないかと、ということでご意見をいただいておりますので、この形でまとめております。

bで、「大阪市が情報提供に関与したことについての責任を全うするための方策についてどのように考えるか」という点についてご意見をいただきたいと考えております。事務局では、考えられる方策として、いわゆる罰則等という考え方になるのかと思うのですが、3点ほど考えておまして、これも議論していただいた上で、ご意見をいただければと思えます。

まず、1点目としては義務違反に対して、いわゆる過料を科す、地方自治法第14条第3項に基づく、条例による罰則という方法が考えられるかと思っております。

2つ目といたしましては、これは義務違反に対して、条例に氏名公表を行う規定を設置するというのであれば、氏名を公表するということが可能かと思っております。いわゆる、制裁的な公表というイメージと思っております。

最後3つ目といたしまして、そこまでいくものではなくて、「目的外利用しません」という誓約書を提出することを支援の要件として課すことで、目的外利用しないようにという心理的な抑制の効果にはなるかと考えているところです。

最初の2つ、義務違反に対して過料、あるいは氏名を公表する、というものについての問題点として事務局で考えておりますのは、実際に違反者を特定するのは難しいかというあたりの問題と、誓約書等の提出につきましては、誓約書違反が仮にあったとしても、それに対する対応というのはなかなか考え難いという点がございしますので、こういったものも踏まえて、3つのもの、あるいは他にもあろうかと思っておりますので、どのような方策がいいのかという点のご意見をいただければと思います。お願いします。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。提供情報の目的外利用の禁止規定を設けることについては、この審査会でも検討したわけですが、今、事務局から、それに違反した場合に罰則等を科すということについてどのように考えるべきか、ということで、過料、あるいは氏名の公表、さらには誓約書の提出といったような方策を示されたわけですが、この点について委員の先生方のご意見を頂戴したいと思います。

○角松委員 私は前回も、罰則を設けることは制度設計として違和感があるという意見を申し上げたわけで、基本的には現在もそのように考えております。また、公表による制裁というの、このような案件に対しては、やはり馴染まないのではないかと思います。誓約書の提出は、なんとも判断しづらいところではございまして、出したからといって法的な意味はないだろうと思います。法的な意味はないけれども、運用上その方が望ましいということであれば、必ずしも否定はしませんが、積極的な意味は見出せるのかという疑問をもつというところではございます。

○坂元会長 はい、ありがとうございます。この罰則について、過料等は違和感があるし、氏名公表も馴染まないのではないかと、誓約書については、それ自体に反対ではないけれども、どの程度実効性があるかというご意見であったかと思っております。誓約書を出すと心理的な効果であるとか、「自分は、目的外使用はしません」ということの確認行為的な成果はあると思いますが、その他、この点について何かご意見があればお願いします。

○松本委員 これは非常に難しい問題で、前回、私が申し上げましたのは、先ほど角松委員がおっしゃったことと共通するのですが、罰則等を科すということについては消極的であるということではございます。過料を科すとか、あるいは制裁的な氏名公表をするということについては、差し控えた方がいいのではないかと思っておりますけれども、ただ、誓約書提出という方法についてはもう少し検討する余地があるのではないかなという気がしています。まだ、いいアイデアが思い浮かんでいないわけではなおりますけれども、単なる心理的効果を期待するという以上のものが考えられるかもしれない。例えば、誓約書違反があったような場合、今後その対象者の支援を打ち切るであるとか、何らかの方法というのは、ひょっとしたら考えられるかもしれない。もう少し検討する余地はあると考えておるところではございます。以上です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。誓約書の提出には心理的効果以上に、例えば誓約書があるにも関わらず目的外使用をした場合には、支援の打ち切り等の方策

もあるのではないかとというようなご意見だったと思います。その他、この点についてご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは次に進みます。

○平澤室長 それでは、続けて資料1の説明に戻らせていただきます。

まず、ご議論いただきたい点は以上でございますけれども、前回の議論を踏まえて若干、文言修正しているところがございますので、その確認をお願いしたいと思います。8頁の(3)のところでございます。「本件方策をとるに当たっての留意点」ということで、こちらにつきましては、対象者の認定に当たっては、「審査会その他の学識者で構成される機関の意見聴取を要件とすべき」かどうかということでご意見いただきまして、この点については「すべき」ということでまとめさせていただいているところがございます。

最後に(4)の「大阪市個人情報保護条例との関係」ということで、これも前回ご意見いただきまして、この趣旨を踏まえて文言の整理ということで、このように記載をさせていただいております。そして、アの「発信者情報の取得について」というところですが、大阪府がプロバイダ等から情報を取得するということは、大阪市個人情報保護条例第6条第3項に規定する本人収集の原則に抵触することになるが、同項ただし書及び第1号に「法令等に定めがあるとき」はこの限りではないという旨の例外規定があるということで、「本件条例に発信者情報の取得に関する条項を新たに規定すれば個人情報保護条例との関係は整理できると考えられる。」という形で文言整理をさせていただいております。イの「情報の提供について」でございますけれども、ヘイトスピーチの被害者に提供することは、大阪市個人情報保護条例第10条第1項に規定する外部提供の禁止に抵触することになるが、同項ただし書及び第1号に「法令等に定めがあるとき」はこの限りではないという例外規定がある、ということで、「本件条例に保有個人情報の外部提供に関する条項を新たに規定すれば個人情報保護条例との関係は整理できると考えられる。」という形の文言整理をさせていただいております。

以上でございます。ご意見ございましたら、お願いいたします。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。

今、我々はこの議題(1)にありますように、ネット上の表現活動者の氏名情報の取得のためにとりうる方策について審査を続けているわけですが、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」も平成28年7月の全面施行以来1年以上経過をしています。この際、これまでの審査の経過を踏まえて、制度や運用について何かご意見があれば頂戴したいと思いますけれども、何かご意見ございますか。

○角松委員 これまでいくつかの個別案件を審議してきたわけですが、その中で我々としては、1つは、当該表現活動の内容がヘイトスピーチに該当するかどうかという点の判断を行う。それともう1つは、大阪市に関係するかどうかという、条例第5条に関しての判断を行っているわけですが、この条例第5条が問題になる案件が多いという認識と印象をもちました。

その上で、条例第5条が問題となる案件について、実際にどこまで非該当となるの

かということが、文言だけからは、市民の理解が十分に得られているのかどうかというあたりがはっきりしないような事例もあるのかと思います。このあたりは運用上、今後の課題になりうるのかという印象を持ちました次第です。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。条例第5条について、課題があるのではないかというご指摘がございました。その他、何かご意見ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、今日の議題（1）につきまして、ただいまの意見を踏まえまして、事務局で内容の整理をお願いしたいと思います。

以上で、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市として取りうる方策に係る調査審議」は終了いたしました。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、恐縮ですが、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室していただきますようお願い申し上げます。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（2）個別案件の調査審議

【新規案件（1件）の調査審議（概要聴取）】

○新規案件1件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

【第19回会議要旨の確認】

○第19回の会議要旨を確定した。

以上